

区政会議における2019年度（平成31年度）運営方針に関する意見への対応方針

対応方針の分類

- ①平成30年度に対応
- ②平成31年度運営方針に反映もしくは平成31年度で対応
- ③平成31年度での対応はできないが、今後引き続き検討を行う
- ④対応困難または対応不可
- ⑤その他

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
40	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事前意見)	増田委員	計画の要因分析に40歳未満の若年層の認識が全体に比べて依然低い状態にあるとあり、課題として、水などの備蓄、情報収集など、日頃の備えについて若年層を中心に一層啓発する必要があるとあります。めざす成果及び戦略にも、日頃から家庭で水や食料などを7日分以上蓄えている区民の割合を2020年度末までに12%にするとあります。ところが、具体的取組1-1-1では、継続的取組としての対象も乳幼児検診、PTA、区民まつり、重点的取組としても、子育て世帯を対象にした新規防災イベントとあります。 以前から、問い合わせていると存じますが、40歳以上とは、子育て世代だけなのでしょうか？単身の、若者世代は淀川区には比較的多くいると思います。（こちらの人口分布について具体的な数字で教えていただきたいと思います。）また、外国からの留学生もたくさん大阪には住んでいると思います。大阪北部地震の際、豊中市では外国の留学生の方々が、母国にはない地震というものを体験しパニック状態になり、避難所を離れなかったというエピソードも聞いています。単身の外国籍の方々への啓発も必要なのではないのでしょうか？ 防犯対策において企業との連携でめざましい成果を出している実績があるにも関わらず大変残念です。振り込め詐欺防止啓発がこのように効果があるのはATM、銀行、郵便局、普段の生活の中で気をつけるよう、警告が行われています。スーパーやコンビニなど、毎日の暮らしの中で防災に対する啓発があっても良いように思うのです。この事はもう何度も提案しているので多分不可能なのだと思います。ただ、なぜ防犯対策できて、防災対策でできないのかお聞かせください。	単身の若年層に関わらず、どのような世帯にも防災をはじめとする行政の情報を区の広報誌「よどマガ！」にて逐次提供することにより、より多くの区民が防災意識を向上していただくよう努めます。 また、外国籍住民に対する啓発に関しましては、平成28年度より地域で実施している識字交流教室の外国籍の参加者に対して「やさしいほんご」による防災出前講座を実施しております。 また、現在市民局で「大阪市多文化共生施策連絡会議 区役所部会」を立上げ、そのワーキンググループに区代表として参加し、災害時の多言語での情報発信、外国籍住民に対する防災に関する知識の啓発、避難所での多言語表示等についての検討を大阪市全体で進めてまいります。 ご提案の暮らしの中での防災啓発活動ですが、若者世代だけでなく高齢単身世帯の利用が多いコンビニエンスストアの防犯活動時に一緒に周知することを考えております。 また、イオン株式会社との包括連携協定を活用した防災啓発活動を実施することができるよう検討していきます。 ご依頼の人口分布につきまして、大阪市の人口分布では、30代では6割が有配偶者で、単身世帯が約4割です。40代以上になると7割が有配偶者です。 また、外国人につきましては、全体の約6%となっており、増加傾向になっております。	市民協働課 (防犯・防災)	①	(戦略1-1) 9,740千円

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
41	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事前意見)	増田委員	具体的取組1-3-1の前年度までの実績のなかで、見守り支援体制は2013年度より今日まで事業名が変わっています。という事は事業も変わっているという事でしょうか？そうならば、2013年度の事業はどうなっていくのでしょうか？今年度は災害が続いています。その度に災害時要援護者への支援について安否確認等を行う機会も多く、改めてしっかり本事業を理解していないかと反省しています。是非、この際しっかり教えていただきたいと思います。	見守り支援体制は、2013年度より事業名は変化していますが、名簿の更新は引き続き実施して頂いております。 経過を説明しますと、 ・他区に先行して、2013年度から、手上げ方式により「災害時要援護者支援事業」をスタート。 ・2014年度には、「地域ささえあい事業」として、行政が作成した名簿を元にした同意方式により得た情報を区社会福祉協議会を通じて地域へ提供し、地域要援護者名簿やマップを更新。 ・2015年度からは大阪市24区展開となる「要援護者見守りネットワーク強化事業」がスタートし、災害時を見据えた平時からの見守り支援体制の構築に主軸が置かれました。 この事業には、 ①要援護者情報の整備・管理 ②孤立世帯等への専門的対応 ③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 の3つの機能があり、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置して遂行しています。 このうち、機能①の取り組みは、2013年度の「災害時要援護者支援事業」をベースにしており、地域要援護者名簿に毎年新たに同意を得た対象者を追加更新しながら、現在も各地域の活動者の方々が名簿精査やマップ作成・更新を行い、各地域の実情に応じた見守り体制を進めていただいているものとなります。	保健福祉課 (保健福祉)	①	(予算措置不要)
45	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事後意見)	中道委員	ヨドネルの今後の方針として講演会の実施がありますが、現代の家庭環境は様々で、昔とは違い共働き家庭が増えています。外で遊ぶ場所や居場所もない子ども達は、家に帰れば習い事や塾などの個人的な用事が増えており、早く寝ることが大事と分かっているけど、できないのではないのでしょうか。テレビの時代からスマホの時代になっている今、「早く寝ましょう」だけではあまり意味がないように思います。啓発はポスターなどにして、別の取組に時間と予算を回したほうがいいのではないのでしょうか。	平成27年12月に子ども達の睡眠を守ることを宣言する「ヨドネル宣言（ヨドガワ！ヨクネル！ヨルネル！）」を行ってから、睡眠習慣の改善のため、主に早く寝ることについての啓発を行ってきました。この取組は継続することが重要だと考えておりますので、今後も継続していきます。 一方で、ご指摘のとおり、様々な生活習慣により、早く寝ることが大事と分かっているけど出来ない子ども達がいることも把握しております。そこで、次年度はこれまでとは視点を変えて、睡眠時間の確保が難しい子ども達の睡眠の質を向上させるため、睡眠についての知見がある各専門機関等とも連携し、子ども達にとって質の高い良い睡眠をとるための環境（寝具・温度・湿度・香り等々）や行動例等を記載した啓発物を作成し、保護者・地域等を巻き込んだ取組を行っていく予定です。 なお事業のスクラップアンドビルト（再構築）については、漢字学習強化の取組拡充や自尊心向上の取組新設を企画検討するなど、常に努めているところです。	市民協働課 (教育支援)	②	(戦略2-1) 1,266千円

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
46	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事後意見)	中道委員	学力向上には、まず環境が大事だと思います。小学生に関しては特に授業をきちんと聞き理解さえしていれば、家に帰って勉強をしなくても点数は取れると思います。授業でわからなかったところはその日のうちに聞ける状況を作ることが重要で、そのためには、教職員だけでは難しいので、地域のボランティアや保護者に協力してもらえるような取組を考える。そういう意味で、「具体的取組、課外学習の推進」をより具体的に動く方が有効ではないでしょうか。例えば、各学校に「やってくださいね～」ではなく、何が必要ですか？と実際に行き聞き、時間や人手が足りない場合は、地域や保護者への呼びかけの支援をしたり、予算的に可能なら誰かを派遣する形など。区政でどこまで可能なかわからないので、アイデアを出しにくいのですが・・・そういう時にこそ、「区政会議委員紹介名簿」を活用し、相談してみたりアイデアを出してくれそうな経歴の方へ、役所の方からアプローチしてみてもはどうでしょうか。	各学校とは、年3回実施の教育行政連絡会で区内全学校長と区長が意見交換を行い、また、毎月開催の校長会に区職員が参加し各校の要望を聞くなどし、日頃から意思疎通を密にしているところです。 なお過去には、区役所で担い手を募集し学校に紹介をしておりましたが、学校側から希望に合わないとのことで断られるケースが少なからずあったため、現在では募集の広報を支援していくやり方に変更しております。 今回ご意見を頂戴しましたので、「課外学習の推進」に課題を持つ学校に対して更に丁寧に聞き取りを行うとともに、校下の地域で活動されている皆様にお力添えをお願いして参りたいと思います。	市民協働課 (教育支援)	①	H31年度(戦略2-1) 3,630千円(ヨドジュク事業 予算を含む)
47	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事後意見)	中道委員	今年の9月6日の新聞に「妊産婦の死因自殺最多」2年で102人産後うつが影響という記事が出ておりました。この記事はかなり衝撃的で、あってはならないことだと強く思いました。命がけで子どもを産んでくれたお母さんが育児の辛さ苦しさから自殺するなんて・・・本末転倒であり、人数の問題ではないにも関わらず2年で102人という数字が出ています。まさに今どうにかしてほしい・・・と追いつめられているお母さんがいると思うと、早急に考え、このことについての取組も是非、運営方針に取り入れてほしいと思います。例えば「相談窓口」というように、相談とあると「どうしたらいいですか？」に対して「こうしたらどうでしょうか。」ということなので、今苦しんでいる人はそうではなく、原因はわかっていて、でもどうにもならない・・・「もういや、死にたい」という、相談というレベルではなく悲痛な気持ちなので、自分是对象外と感じてしまい電話や窓口には行かないと思います。一度、検討してみてください。	淀川区では、妊娠期からの切れ目のない支援のため、妊娠届出時や転入時の保健師による面接、また出産後の産婦健康診査や乳児全戸訪問により、お母さんのからだところの健康状態を確認しております。ハイリスク妊婦であったり、産後うつの傾向があれば、地域担当の保健師又は助産師、子育て支援室職員が継続的に訪問等行い、必要なサービスを導入し、支援しております。地域担当の保健師又は助産師、子育て支援室職員が訪問することで、様々な不安や悩みをお聞きし、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、妊婦又は親子の心身の状況や養育環境等の把握をしながら、支援が必要な家庭に対しては適切な助言やサービス提供につなげています。 また、地域の子育てサロン等の子育て支援機関とも連携しながら、ご心配な状況の把握に努め、支援しております。	保健福祉課 (子育て支援)	⑤	
48	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事後意見)	米山委員	台風21号のとき、防災無線スピーカーから声は聞こえても内容がわからなかった。24号のときも最初は内容が不明瞭だったが、男声のアナウンスになったら良く聞き取れた。今後の検討課題では？ 和歌山の上富田町は白浜のIT企業とドローン活用の防災協定を結んだそうです。避難所開設案内や避難勧告を多国語で上空から呼びかけたり被災状況を暗視カメラでも把握できるそうです。ドローン運航は法規制がありますが、災害時の対応については、別途の運航法を提言すべき時ではないかと思います。	防災無線スピーカーを使用したアナウンスについて、声質によって伝わり方がかなり違うことが分かっており、現在放送中の子ども見守り放送が聞き取りやすいとのご意見も聞いておりますので、スピーカーの性能の問題もごさいますが、今後どのような形が有用であるか検討していきます。	市民協働課 (防犯・防災)	①	(予算措置不要)
					ドローンを活用した防災協定でございしますが、淀川区単独では出来かねますので、大阪市全体として検討していくよう、危機管理室へ伝達します。		⑤	

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
49	平成30年 11月8日(水)	平成30年度 第2回 全体会議 (事前意見への 追加意見)	増田委員	(事前質問40に対して) 私が質問しているのは、なぜ重点的取り組みに子育て層以外の取り組みが書かれていないのですか？です。 もう一点は、具体的取り組みを子育て世代とするのであれば、要因分析も40歳未満とせず、子育て世代としたいかかでしょうか？要因分析が40歳未満とあり、子育て世代でない理由を教えてください。 以上2点に対してお答えください。	<u>重点的取り組みを「若年層を中心とした新規防災イベントの実施」に変更します。</u> 区民アンケートの分析結果から、40代以下の若年層へのアプローチが課題であると認識しています。しかし、若年層といっても単身世帯から子育て世帯まで生活形態は様々なため、乳幼児健診や小中学校との連携等の実績があり、区役所から比較的啓発がしやすい「子育て層」にまずはアプローチしていくこととし、2019年度の重点取組としては、子育て世帯をターゲットにした新たなタイプの防災イベントを行いたいと考えています。 一方で、子育て層以外の若年層への啓発の重要性も認識しているところであり、単身世帯に対しては、まずは区役所からの積極的な情報発信によるアプローチを強化していきたいと考えています。 増田委員から以前にご提案をいただいております「商業施設での備蓄啓発」について、今年度中に実施できるよう調整を進めており、区役所若手職員が若年層への訴求力を意識してデザインした「備蓄啓発ポスター」を複数のパターン作成したところです。 現在、区内のコンビニエンスストアやスーパー、商店街等に掲出しする手続きを行っております。この取り組みについては2019年度の継続的取組として追加で掲載することにさせていただきます。 単身世帯の防災意識向上については強い課題認識を持っておりますが、実情として情報発信以外で有効な取組を見いだせておりませんので、区政会議等でご提案がございましたら積極的に検討したいと考えております。 <u>要因分析対象と具体的取り組み対象を揃えます。</u> 今回の要因分析は区民アンケートの「年代」の項目により行ったものですが、ご指摘のように子育て世帯かどうかを含めて分析することも必要であると考えますので、今後のアンケートは単身世帯か子育て世帯かの要因分析をできるようアンケートの内容を改善し、分析結果に沿った取り組みを検討できるよう改善いたします。	市民協働課 (防犯・防災)	②	(具体的取組1-1-1) 9740千円

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
50	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事前意見への 追加意見)	増田委員	(事前質問41に対して) すみません、質問は、事業は変わったということでしょうか？ということなので、事業は変わったととらえて良いのでしょうか？ 事業が変わったことは、2013年の災害時要援護者支援事業に手をあげた方へは誰が知らせているのでしょうか？現在の要援護者見守りネットワーク強化事業では、災害時は見据えているけれど、災害時要援護とは、ちょっとニュアンスが違うように思います。とにかく事業が変わったのであれば変わった旨を支援者だけではなく、要援護者にも伝える必要があるのではないのでしょうか？ 災害時要援護者支援事業は終わっているのかどうか、まずはお聞かせください。	・災害時要援護者支援事業は終わっていますが、名簿管理業務の部分については現在も引き継がれており見守り相談室が各地域を支援させていただいております。 ・各地域で募っていただいた対象者への災害時の支援に関しては安否確認という意味では基本的な部分については変更がないため一斉にはお伝えしていません。但し、一部の地域では、地域の見守り支援員を窓口としながら対応方法を検討し2013年度に手を挙げられた方に対して、地域の町会長のみなさん方が対象者を訪問され、新様式で同意書を取り直したり、お元気な方は支援者になっていただくなどの対応をされました。2013年度名簿に毎年追加更新しているため、現在の見守り相談室からの地域提供名簿には2013年度当初の対象者に新規の方が入り混じっている状態でありほとんどの地域が切り離すことができません。 今年度の災害発生を受け、要援護者の安否確認体制の問題点も浮き彫りになりました。これを機に、これまで地域に提供させていただいた名簿の内容も充実精査が必要であると考え、現在区役所と見守り相談室とで協議させていただいております。 ・地域提供名簿の取り扱いや考え方は各地域によって様々です。今後は各地域の見守り支援員を窓口にしながら、各地域ごとに地域の支援者の皆様と相談しながら進めてまいりたいと考えています。	保健福祉課 (保健福祉)	⑤	
51	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事後意見)	米山委員	地域活動協議会の役員は社協時代からの長年の継続の方がほとんどで70歳以上の高齢者が占め、足腰の不調で出かけることが難儀との声も聞きます。代替わりが必要と思いますが、十分な能力をお持ちの方も定年延長を理由に地域活動への参加には消極的な傾向が見受けられます。また、以前は、地域に関わるきっかけはP T A役員・委員を務めたときに地域の協力を得たことで繋がりができ、委員退任後も地域活動に関わる役目を引き受けていました。最近のP T A役員経験者の方は、任務が終われば仕事と家庭のこと以外は、概ね拒絶する傾向がうかがえます。これらの環境をみると地域コミュニティの将来への不安を禁じ得ません。	区役所では淀川区まちづくりセンターと連携し、地域活動に関わりの薄かった層の参画促進、地域における担い手育成等、様々な支援を行っています。 特に、新たな担い手確保を目的とした補助金である「自律的な地域運営を支援するための活動補助金」を活用し、広報紙作成や若い世代が参加しやすいイベント開催などを通じて、まずは地域活動へ参加してもらうことから、次世代の担い手育成までを視野に入れた支援を行っています。 また、平成30年11月号から平成31年3月号まで5ヶ月の予定で広報誌「よどマガ」において「地活協特集」を組み、地活協の認知度向上および参加促進に取り組んでいます。 今後も、多様な方々が地域活動に参画できるよう、支援策を検討してまいります。	市民協働課 (まちづくり)	①	(予算措置不要)
52	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事後意見)	泉委員	「3－1－2 地域実情に応じたきめ細やかな支援」の当年度の取組内容の「継続的取組」において、「地域公共人材について積極的な活用を促すため、地域活動協議会の会議等で情報発信を行う。」とありますが、「地域公共人材」や「プロボノ(※)」について、地域に紹介して頂けるのでしょうか？ ※ ラテン語のPro Bono Publico (公共善のために) が語源で、社会的・公共的な目的のために、仕事で培った経験やスキル等を活かしたボランティア活動のこと	「地域公共人材」については、平成30年5月25日実施の「地域活動協議会意見交換会」、および6月27日～7月24日に3ブロックに分けて実施しました「ブロック別意見交換会」にて活用促進を行いました。その結果、11月末日現在で活用実績は7件と、24区で最も多くなっています。 今後も、地域公共人材やプロボノについて、わかりやすい活用実績の情報提供などを行い、積極的に活用促進を継続して行ってまいります。	市民協働課 (まちづくり)	①	(予算措置不要)